串間市 SDGs ロゴマーク運用指針

令和４年２月 25 日
串間市総合政策課

　この運用指針は、串間市における SDGs ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に際しての指針として作成したものです。統一したイメージを保つため、ロゴマークを使用する際には、本指針に沿ってご活用いただきますようお願いします。

1.　デザインコンセプト

（1）都井岬灯台モチーフ
串間市の観光資源の一つである都井岬灯台をモチーフとし、船を導く灯台と同じように、SDGs の理念によって串間市が持続可能な未来へとたどれるようにとの願いを込めたロゴマークです。

（2）ソテツモチーフ
市の木「ソテツ」は、木が弱ったときに根元に鉄を打ち込むと元気になることから「蘇鉄（ソテツ）」と名付けられました。このソテツのように、わずかなエネルギーを大きな力へつなげたいという願いを込めたロゴマークです。

2.　ロゴマークデザイン

（1）都井岬灯台モチーフ（２種×２パターン（カラー及びグレースケール））

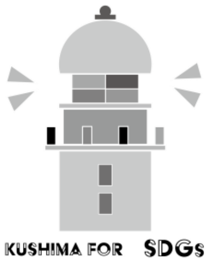

（2）ソテツモチーフ（２種×２パターン（カラー及びグレースケール））

3.　権利の帰属

ロゴマークの著作権等一切の権利は、串間市に帰属します。

4.　ロゴマークの使用取扱いについて

（1）都井岬灯台モチーフ及びソテツモチーフのロゴは、串間市における SDGs の推進を広く PR するため、串間市に関わりのある方が使用することができます。

（2）ロゴマークは、市公式サイトからダウンロードすることができます。

（3）ロゴマークの使用は無償です。

（4）使用期間は 2022 年２月 25 日から 2030 年 12 月 31 日までとなります。使用後については、使用者が責任もって処分・消去してください。

（5）次の事項を必ず遵守してください。遵守していないと認められる場合には、使用を制限することがあります。

① デザイン（色、形、字体、配置、縦横比など）の改変を行わないこと。ただし、利用方法等によりロゴマークの色を変える必要がある場合には、総合政策課企画係へご相談ください。

② 本市の信用や品位を損なわないこと。

③ 法令又は公序良俗に反しないこと。

④ 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与えることのないこと。

⑤ 本ロゴをモチーフとした複製等を行わないこと。

⑥ 使用者が作成した制作物を自己の物として、商標又は意匠として使用しないこと。

⑦　その他SDGsの趣旨に反する等、著しく不適当と認められることのないこと。

(6)　(5)により使用の制限を受けた使用者等に損害が生じた場合であっても、市はその責任を負いません。

(7)　ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、市は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負いません。

5.　お問合せ先

串間市総合政策課企画係
〒888-8555　串間市大字西方5550番地
TEL　　0987-55-1152（直通）
Mail　kikaku@city.kushima.lg.jp